

第1回 障害福祉施策の見直しに関する検討会 会議録

日時：平成24年8月29日(水)19:00～21:00

場所：宇部市役所 2階 第1会議室

欠席者：石田順委員、金子絵里子委員、草地仁史委員、
田中智子委員、土屋智委員、山村智恵子委員、
山根俊恵委員

出席者：別紙委員名簿から欠席7委員を除く8委員
市 障害福祉課 中野課長、松谷課長補佐、
正木係長、橋口係員

1 はじめに

(1) 障害福祉施策の見直しに関する検討会について

事務局から設置の目的・検討内容について資料1に沿って説明

＜概要＞平成24年7月5日に行われた第1回地域自立支援協議会の中で、現行の障害福祉施策の見直しについて問題提起したところ、具体的な提言をまとめるためにワーキンググループを作って議論することとなった。

そのため宇部市地域自立支援協議会設置要綱第5条の2に基づき、実務者会議を開催した。なお地域自立支援協議会の委員の中から出席希望のあった委員は別紙名簿のとおり。

1 現行の制度について

(1) 障害福祉課の事業について

＜概要＞事務局から現行の事業について資料2-1に沿って説明

(2) 単市事業について

＜概要＞事務局から主要な単市事業について資料2-1に沿って説明

＜意見＞

- ・ 精神障害者が対象となっていない制度について、他の身体や知的障害と同じようにサービスを受けたいという声がある。
- ・ 配食サービスの利用者は8人のみだが、どういった経緯で配食制度を利用しているのか。ヘルパー派遣で対応できるのなら、この制度を見直してもいいのではないか。バスの優待券については、身体障害者手帳の4級以下の方が積み残された状態ではないか。4級以下は障害年金を受給できている可能性も低い。所得制限を設けた上で助成対象にするといった改正を検討してもよいのではないか。
- ・ バス、タクシーの助成はいずれも移動手段についての支援だが、対象者が異なっているのはおかしい。
- ・ 以前実施したアンケートでは、相談、療育、就労について充実させてほしいという声が大きかった。制度による対象者の不公平感については見直しを行うべきだと思う。

- ・ 相談体制の強化については、福祉サービスを全く利用していない人への支援体制をどうするか、という問題がある。地域に障害のことを理解してもらうこと、期間相談支援センターだけでなく、障害者相談員のことを周知していくことが必要であると考えている。
- ・ 単市事業については、県や他市が行っているから、というだけでなく宇部市の状況や障害者の声に応じて制度を考えていくと良いのではないか。
- ・ 成年後見制度の充実には予算や人手が必要なので、行政が責任を持ってやってもらいたい。
- ・ 成長に伴って障害が明らかになってくるお子さんについては、どこに相談すればいいのかわからないことが多い。小学校に上がってから学習のつまずきなどが明らかになったお子さんについて、保護者が気軽に相談しやすい場所や制度があればいいのではないか。
- ・ 精神障害者がタクシー券の交付対象となっていない背景は、バスを利用することで社会参加してほしいということだが、精神障害者の中にはバスの利用も困難な人がいる。そうした人たちはタクシー券を利用したいという要望がある。また、障害者手帳を持っていても相談窓口がわからない、ということは問題だと思う。より周知をしてほしい。
- ・ 制度見直しの際には、他の制度でカバーできるものは市の事業からはずし、その予算を他の事業に回すという検討がまず必要だと思う。また、障害児と障害者でそれぞれに問題も異なっているので、それぞれに整理をしてから話し合う必要がある。
- ・ 行政が行うことと民間が行うことの分類も必要ではないか。
- ・ 配食事業はヘルパー事業に移行するように見直しをすべきでないかと思う。
- ・ 手当については障害児と障害者と分けて検討したほうが良いと思う。
- ・ バス券やタクシー券は本人が利用することが原則のはずだが、正しく運用されていないのではないか。
- ・ 精神障害者については様々なサービスが立ち遅れている。そのことは前提として踏まえたうえで話していくべきである。
- ・ タクシー券の交付対象には精神障害者も含めるべきだが、所得制限を設けることも考えたほうが良いのではないか。
- ・ 障害福祉施策全体として適切な予算の配分を検討してサービスを充実させていくという方針をはっきりさせてほしい。

2 障害者関係団体との意見交換会の開催について

(1) テーマについて

現行の制度についての協議から意見交換会のテーマは「心身障害者福祉手当と配食サービスの見直し及び施策の充実や新規施策の検討について」となった。

(2) 開催方法と日程について

事務局から資料3に沿って2案を提示。

案1：障害者関係団体から代表者を招いて検討会の委員と意見交換を行う。

案２：障害者関係団体に限らず、障害福祉施策に関心のある人は誰でも参加可能とし、市の広報で参加者を募り、委員と意見交換を行う。

<結論> 協議の結果、意見交換会は案１により行うこととし、人数は各団体３名までとする。

なお日程は１０月６日と１０月１１日に宇部市総合福祉会館にて開催する。

３ その他

<意見>

- ・ 昨年行った防災会議の結果、災害時の避難システムについて取り組みを進めてほしい。
- ・ 今年１０月に虐待防止法が施行され、市では基幹相談支援センターに虐待防止センターの機能を持たせるという話を聞いているが、整備を進めてほしい。